

時間外労働改善のための

個別相談会

来年4月1日から、中小企業にも時間外労働の上限規制が導入されます。

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

36協定の作成の手順や労働時間管理の方法など、専門家に相談をして今から準備を進めておいてください。

相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

日時：令和元年 9月17日(火) 午前10時～午後3時まで

場所：小松島商工会議所 1階会議室

講師：玄番社会保険労務士事務所

代表 特定社会保険労務士 玄番芳江氏



講師プロフィール

ジャスコ株式会社（現在のイオン）退社後、平成6年に玄番社会保険労務士事務所を開業、現在に至る。特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー（CFP）。現在、金融広報アドバイザー、介護労働安定センター雇用管理コンサルタント、外国人雇用管理アドバイザー

費用：無料（当日の相談に限ります）

相談申込書（Fax 0885-32-0008）

住所			
事業所名		代表者名	
業種		従業員数	人
電話番号		参加者名	

※ご記入いただいた内容は、当事業の目的以外に使用しない等個人情報の適切な保護に努めます。